

京都市告示第 113 号

地方税法第 4 1 1 条第 1 項の規定により固定資産課税台帳に登録すべき
固定資産の価格等のすべてを登録しましたので、同条第 2 項の規定に
より告示します。

平成 16 年 4 月 1 日

京都市北区長 坪内俊明

(北区役所区民部固定資産税課)